

同一労働同一賃金・ハラスメント対策 オンラインセミナー

参加無料



京都労働局マスコット
キャラクター
御池ちゃん

開催日時	① 令和3年2月4日（木）	14:00～15:00
	② 令和3年2月19日（金）	10:00～11:00
	③ 令和3年3月10日（水）	14:00～15:00

開催方法 Zoomによるオンライン開催（各回定員100名）

（事前にインターネットに接続可能な機器とZoomのアプリケーションのダウンロードが必要です。）

内容

① パートタイム・有期雇用労働法

令和2年4月1日施行

中小企業は令和3年4月1日施行

正社員とパート・有期雇用労働者との間の不合理な待遇差の禁止（いわゆる同一労働同一賃金）、対応のための取組手順等について説明します。

② ハラスメント防止対策

令和2年6月1日施行

中小企業は令和4年3月31日まで努力義務

改正労働施策総合推進法により、事業主に義務付けられたパワーハラスメント防止措置等について説明します。

対象者

京都府内の事業所の人事労務担当者等

申込方法

メールあて先：kokin26@mhlw.go.jp

「参加希望日」「会社名」「氏名」「電話番号」をご記入のメールをお送りください。開催前日までにメールで参加URL等をお送りします。

※ 定員に達し次第、受付終了となります。

- ・ 定員に達した場合は、京都労働局ホームページでお知らせしますので、申込前にご確認ください。
- ・ お申込みの際にご記入いただいた個人情報は本説明会の運営以外には使用いたしません。

お問い合わせ先

京都労働局雇用環境・均等室 TEL 075-241-0504
〒604-0846 京都市中京区両替町通御池上ル金吹町451

本セミナーと同様の法の解説動画はYouTube等でもご覧いただけます（裏面参照）。不明点への回答や具体的な対応方法についてのアドバイスなどを希望される場合は、以下の相談窓口をご利用ください。

改正法個別相談窓口

（法の内容に関する問い合わせ等一般的な相談には随時応じています。）

① 京都労働局での来局相談（予約優先）（京都働き方改革推進支援センター※等による個別相談）

京都労働局雇用環境・均等室 毎週月曜日9:30～16:00（15:00までにお越しください。）

予約なしでもご利用可能ですがお待ちいただく場合があります。お申し込みは以下の専用フォームからお願いします。

《専用フォーム》 京都労働局HPトップページ>「改正法個別相談申し込み」

② 京都働き方改革推進支援センターによるワンストップ無料相談

※ 京都働き方改革推進支援センターでは、京都労働局の委託を受け、企業経営や労務管理の専門家が、中小企業・小規模事業者の働き方改革関連法対応の支援等を行っています。

同一労働同一賃金に関するもののほか、「時間外労働の上限規制への対応」「活用可能な助成金の情報」「人材確保・定着に向けた取組」などの相談にもワンストップで対応します。

詳しくはホームページ（<https://task-work.com/kyoto>）をご覧ください。

TEL 0120-417-072 E-mail kyoto@task-work.com



※ パートタイム・有期雇用労働法（同一労働同一賃金ガイドライン等）について

働き方改革関連法の1つとして、正社員等とパートタイム労働者・有期雇用労働者との不合理な待遇差を禁止するパートタイム・有期雇用労働法が令和2年4月1日から施行され（中小企業への適用は令和3年4月1日から）、同一労働同一賃金ガイドラインに基づく対応が求められています。つきましては、以下のサイトや資料等を活用のうえ、自社の状況を点検し、法改正にご対応いただきますようお願いいたします。

① 『パート・有期労働ポータルサイト』

<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>



パートタイム・有期雇用労働法の各種資料（②含む）、対応状況チェックツール（③）のほか、解説動画が掲載されています。

② 『パートタイム・有期雇用労働法対応のための取組手順書』

自社の状況がパートタイム・有期雇用労働法、同一労働同一賃金ガイドラインに沿っているか点検し対応するための進め方がまとめられたパンフレットです。



③ 『パートタイム・有期雇用労働法等対応状況チェックツール』（①のサイト内）

<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/shindan2/>

パートタイム・有期雇用労働法、同一労働同一賃金ガイドラインに沿ったものであるかをWeb上で点検できるツールです。

※ 職場におけるハラスメント対策について

職場におけるパワーハラスメント対策を義務付ける改正労働施策総合推進法が令和2年6月1日に施行されています（中小企業における対策の措置義務は令和4年3月31日まで努力義務）。つきましては、以下のサイトや資料等を活用し、早期の取組をお願いします。

① 職場におけるハラスメント対策の総合情報サイト『あかるい職場応援団』

<https://www.no-harassment.mhlw.go.jp/>

パワーハラスメント含む職場のハラスメント対策に関する各種資料（②含む）のほか解説動画が掲載されています。



② 『職場におけるパワーハラスメント対策が事業主の義務になりました！』

パワーハラスメントのほか、セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント対策について具体的実施事項や対応例などが記載されています。



主 催：京都労働局
共 催：京都働き方改革連絡協議会

<構成団体> 日本労働組合総連合会京都府連合会、京都府商工会議所連合会、京都府商工会連合会、京都府中小企業団体中央会、一般社団法人京都経営者協会、一般社団法人京都経済同友会、公益社団法人京都工業会、公益社団法人京都労働基準協会、株式会社京都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、京都北都信用金庫、京都府、京都市、近畿経済産業局、京都労働局（オブザーバー）一般社団法人京都銀行協会、京都府信用金庫協会、京都中小企業家同友会、京都働き方改革推進支援センター、京都府中小企業人材確保・多様な働き方推進センター、京都府よろず支援拠点、独立行政法人労働者健康安全機構京都産業保健総合支援センター、京都府社会保険労務士会